

趣旨・目的

- E B P M（証拠に基づく政策立案）の一環としての事後検証
- 過去に公正取引委員会が行った排除措置命令のうち再発防止策について、
 - ① 本件再発防止策※の効果を検証する。
 - ② より効果的な再発防止策を検討する際に有用な示唆を得る。

※ 不当な取引制限（独占禁止法第3条違反）に係るものに限る。

独占禁止法違反行為の未然防止を図る点で、事業者にとっても有用な示唆となっている。

本件再発防止策

- ・ 研修
- ・ 監査
- ・ 行動指針
- ・ 処分規程
- ・ 社内通報制度

調査概要

● アンケート調査

対象事業者：過去に不当な取引制限に係る排除措置命令を受けたことのある事業者 計719社
 調査方法：ウェブアンケート
 実施期間：令和4年10月27日～令和4年12月8日
 有効回答者数：410社（回収率57%）

● 海外主文調査（委託調査）

調査内容：海外競争当局が競争法に違反した者に対して命じた是正措置の内容に関する情報を収集
 受託会社：オリバーワイマングループ株式会社NERAエコノミックコンサルティング
 調査対象国・地域：EU、米国、英国、ドイツ、韓国

検証の視点（ロジックモデル）

- ・ 違反事業者の従業員等の行動変容が実際に生じたかどうか（中間アウトカム）に着目することが重要。
- ・ ロジックモデルの論理的因果関係に基づき分析。

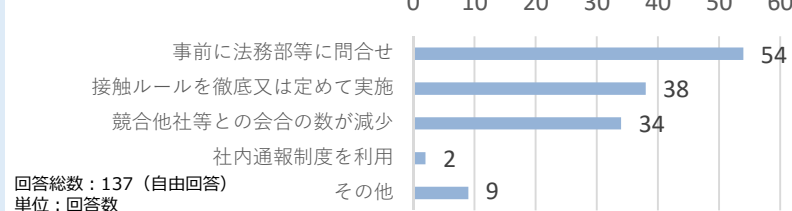
▼ 再発防止策に係るロジックモデル



独占禁止法違反行為の未然防止のためにとった具体的な行動

- ・ 本件再発防止策を命じられた161社のうち112社（69.6%）において行動事例あり。
- ・ 競合他社との会合等について事前に法務部等に問合せを行った旨の回答が最も多かった。

▼ 本件再発防止策の対象となった従業員が独占禁止法違反行為の未然防止のためにとった具体的な行動

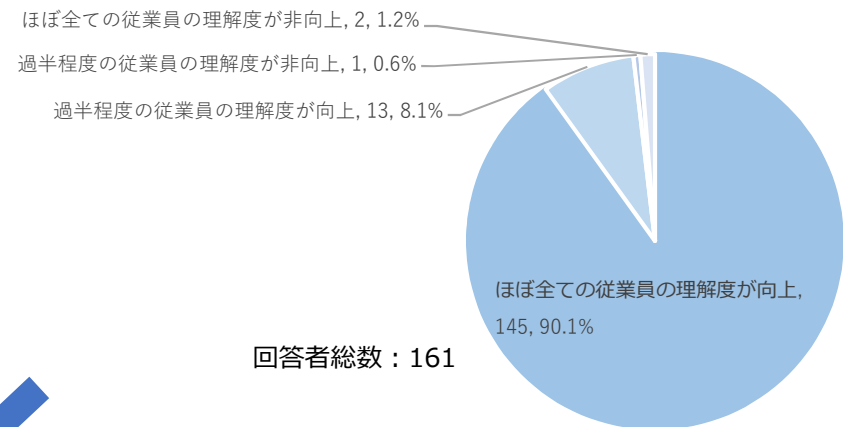


調査結果

独占禁止法の遵守についての理解度の変化

- ・ 回答総数の90.1%が、本件再発防止策の対象となったほぼ全ての従業員について、理解度が向上したと回答。

▼ 本件再発防止策の対象となった従業員の独占禁止法遵守に係る理解度の変化（回答内容、回答者数、割合）



（意識レベルの変容を経た）行動変容につながったと思われる事例を相当数確認。

本件再発防止策全体の効果はあったと考えられる。

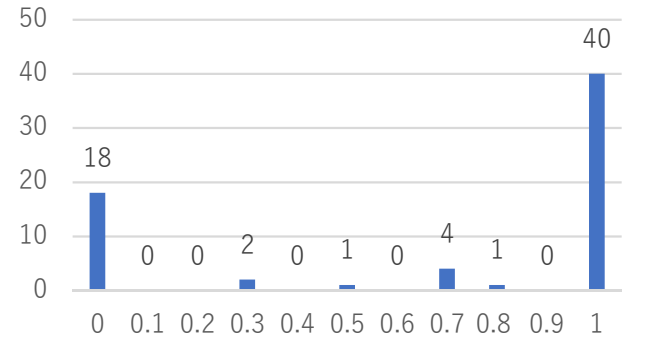
同一事業者における個別の本件再発防止策の相対的な効果

- アンケート調査対象事業者に対し本件再発防止策の効果（主観的評価）を質問。

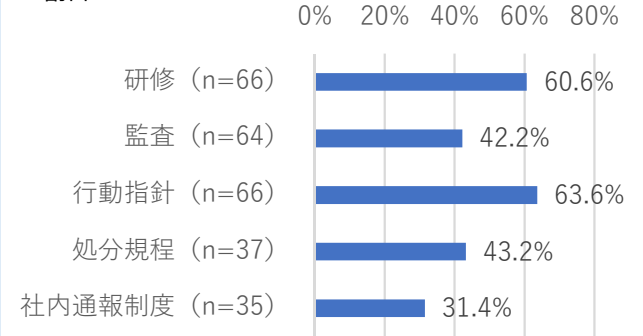
個別の本件再発防止策が独占禁止法違反行為の再発防止に寄与した程度について、当該個別の本件再発防止策が全く行われなかったと仮定した場合を0とした上で、1～10の加点法により付けるとしたら、どの数値を選択しますか。

- 本件再発防止策の効果（主観的評価）に係る回答（0～10）について、同一事業者における個別の本件再発防止策の相対的な効果を分析するために標準化。例えば、ある事業者において、研修について、他の本件再発防止策と比較して最も高い評価だと研修の評価点は1、最も低い評価だと0となる。

▼（一例）研修の評価点（n=66、縦軸：アンケート調査対象事業者の数、横軸：評価点）



▼ 他の本件再発防止策と比較して最も再発防止への寄与度が高いと評価しているアンケート調査対象事業者数の割合



本件再発防止策ごとに、全評価点における最大値1の割合（他の本件再発防止策と比較して最も再発防止への寄与度が高いと評価しているアンケート調査対象事業者数の割合）についてみると、**行動指針及び研修について、他の本件再発防止策と比較して再発防止への寄与度が高いと評価されている。**

より効果的な再発防止策の検討につながる示唆

- **経営トップの関与**
 - 再発防止のために工夫した取組等を質問したところ、経営トップの関与に言及した回答が最も多かった。
- **研修を軸とした再発防止策間の連携**
 - 個別の本件再発防止策について工夫した点を質問したところ、行動指針を研修内容に盛り込む、研修内容の理解度を監査により確認するなど、研修を軸として本件再発防止策間を連携させている回答がみられた。
- **中小企業における再発防止策の実行可能性**
 - 本件再発防止策を命じられていなくても、研修については、中小企業のうち約6割が自発的に実施していることが確認された。また、中小企業ならではの工夫による取組もみられた。
- **追加的な再発防止策**
 - 排除措置命令で命じられたものに追加して、企業グループ全体での取組や、法務部門等の組織体制の強化に係る取組がみられた。
- **海外における再発防止策**
 - 例えば米国では、競争法コンプライアンスプログラムを監督する責任者を任命すること等が命じられていた。

● 本件再発防止策の効果検証

- **本件再発防止策全体として、その効果はあったと考えられる。**
- 同一事業者における個別の本件再発防止策の**相対的な効果**をみると、**行動指針及び研修については、再発防止への寄与度が高い。**

まとめ ● より効果的な再発防止策を検討する際の有用な示唆

- 再発防止策の実効性を確保する観点から、**経営トップの関与、及び研修を軸とした再発防止策間の連携**を考慮することが重要。
- また、中小企業に対する再発防止策について、**中小企業ならではの再発防止策等**を考慮することが有益。
- さらに、**事業者による追加的な再発防止策や海外における再発防止策等**も参考になる。